

茂原市地域公共交通計画策定調査業務仕様書

1 業務名

茂原市地域公共交通計画策定調査業務

2 目的

茂原市では、平成25年3月に「茂原市地域公共交通計画」を策定し、市民バス「モバス」やデマンド交通システム「ふれあい」の運行サービスの見直しなどの事業を展開してきたものの、公共交通利用者は自家用車の普及及び人口減少等により、減少傾向であり、今後さらに加速していくことが懸念される。一方で、急速な高齢化の進展や運転免許証返納者の増加等により、公共交通の必要性が高まっている。

このため、今後の人口減少や高齢化を見据えつつ、持続可能な地域公共交通網を形成するため、公共交通政策のマスタープランとなる「茂原市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

令和4年度は公共交通に関する現況把握や、各種アンケート調査等を行い、地域公共交通を取り巻く課題整理まで検討し、その後に「茂原市地域公共交通計画」を策定する。

3 委託期間

令和4年10月14日から令和5年3月24日まで

4 対象範囲

本業務の対象範囲は茂原市全域とする。

5 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

なお、業務内容は地域公共交通計画の策定に必要なと考える事項を示したものであり、受託事業者の企画提案により調整することとする。

ただし、同趣旨のもので代案できる案の提示ができるものとする。

(1) 公共交通に関する現況把握

①地域特性の整理

人口動向（総人口、地区別、年齢3区分別、将来人口）や主要施設等配置状況、交通特性（国勢調査、東京都市圏パーソントリップ調査）など地域特性について既存資料等を活用し、整理する。

②既存公共交通の現況把握

既存資料を活用し、既存公共交通（鉄道、路線バス、市民バス「モバス」、デマンド交通「ふれあい」）の運行ルート（エリア）、運行本数、運賃、利用状況などを整理する。市民バス「モバス」及びデマンド交通「ふれあい」については、運行収支なども整理し、市の負担額を把握する。また、スクールバスや企業送迎バスの運行状況についても整理する。

③上位・関連計画におけるまちづくりの方向性

「茂原市総合計画」や「茂原市都市計画マスタープラン（現在策定中）」などの上位・関連計画におけるまちづくりの方向性、公共交通の位置付け等について整理・把握する。

（２）市民等の意向把握アンケート調査

①市民アンケート調査

日常的な交通行動や、公共交通の利用状況やサービスに対する満足度及び公共交通の維持・確保のあり方等を把握し、公共交通の潜在需要層とそのニーズを探り、将来の公共交通のあり方を検討するに当たっての基礎資料として活用するため、市民アンケート調査を実施する。

○対象者：15歳以上の市民を対象に2,000人無作為抽出（住民基本台帳）

○調査方法：郵送による配布・回収（調査票・配布用封筒、返信用封筒の印刷費、発送費・返送費は受託者が負担とする。ただし、調査対象者の抽出・ラベル印刷は市が準備する）

②市民バス利用者アンケート調査

市民バス「モバス」利用者を対象に、属性（性別、年齢など）、利用特性（利用目的、利用頻度など）や、運行サービスに対する満足度、改善点などを把握するため、ヒアリング調査を行う。調査方法は調査員による直接ヒアリング（平日3日、全便対象）とする。

③デマンド交通「ふれあい」登録者アンケート調査

デマンド交通利用登録者を対象に、デマンド交通の情報媒体、利用有無、利用特性（利用目的、良い点と不便と思う点、改善希望内容など）、利用しない理由などを把握するため、アンケート調査を行う。調査方法は郵送配布、郵送回収（登録者約390世帯程度）とする。

④地区別意見交換会の開催支援

日常生活の移動実態や公共交通に対するニーズ等の市民の生の意見を把握するため、地区別意見交換会（市職員対応）を開催するための資料作成や会議結果の取りまとめなどを行う。地区は新治・本納・豊岡地区、東郷地区、二宮・豊田地区、茂原地区、五郷・鶴枝地区を予定している。

⑤交通事業者・関係団体アンケート調査

鉄道・バス・タクシーなどの交通事業者や、観光協会・商工会議所などの関係団体

を対象に、公共交通の利用特性や運行上の問題点・課題等の公共交通の見直しに当たって留意すべき点などを把握するため、アンケート調査を行う。

(3) 地域公共交通を取り巻く課題整理

地域の現況特性、上位関連計画におけるまちづくりの方向性、市民の移動実態・ニーズ等から、地域公共交通を取り巻く課題を整理する。

(4) 茂原市地域公共交通会議の運営支援

茂原市地域公共交通会議（1回程度）の資料作成、会議の出席、運営補助、議事録作成など、必要な支援を行う。

(5) 打合せ

業務の遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切り時及び業務の完了時において打合せを実施するものとする。

6 成果品等

本業務の成果品等は、以下のとおりとする。納入場所は事務局（茂原市都市建設部都市計画課内）とし、成果品の提出期限は協議により決定する。

製本、データの仕様等の詳細については、受託事業者と協議する。

(1) 調査業務報告書 A4版3部、電子データ一式

※各種調査集計・分析結果、各地区意見交換会報告書を含む

7 注意事項

(1) 受託事業者は、茂原市情報公開条例及び茂原市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(2) 業務の遂行にあたっては、担当者（都市建設部都市計画課職員）と緊密に連絡を取ることを。

(3) 業務完了後、受託事業者の責に帰すべき事由による成果物の不良箇所が発見された場合には、受託事業者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託事業者の負担とする。

(4) 成果物の所有権、著作権、利用権は発注者に帰属するものとする。

8 その他

この仕様書は業務の提案をするにあたり、最低限の必要事項を掲載しており、本仕様書に記載のない項目についても提案を妨げるものではない。この事項を踏まえたうえで最良の提案を行うこと。

9 事務局連絡先

〒297-8511

千葉県茂原市道表1番地

茂原市都市建設部都市計画課 担当 野村・小関

TEL : 0475-20-1546

FAX : 0475-20-1606

E-mail : keikaku@city.mobara.chiba.jp